

議案第 4 4 号

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

(瑞穂町都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町都市計画税条例（昭和 3 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 項中「若しくは第 4 5 項」を「、第 4 5 項若しくは第 4 8 項」に改める。

第 2 条 瑞穂町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 4 4 項」に改め、附則第 1 5 項中「第 4 4 項、第 4 5 項」を「第 4 3 項、第 4 4 項」に、「第 4 8 項」を「第 4 7 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から14 略</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、<u>第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>16から18 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から14 略</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項<u>若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>16から18 略</p>

第2条による改正

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5から14 略</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>16から18 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5から14 略</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>16から18 略</p>